

『国民年金にゆとりをプラス』 自分で入る公的な個人年金

国民年金基金

入門セミナー

開催日

平成31年2月5日(火)

時間

午後1:30~午後3:00 (受付開始 午後1:00)

会場

美濃加茂商工会館 3階 大会議室
(美濃加茂市太田本町1丁目1番20号)

参加費無料
予約優先
粗品進呈

“人生100年時代”といわれる超高齢社会を迎えた我が国において、老後資金の備えは、とても重要です。特に、自営業者など国民年金の第1号被保険者の方々は、国民年金(老齢基礎年金)に加え、自助努力による老後資金準備が必要とされ、その有効な手段のひとつが公的な個人年金である「国民年金基金」です。

「『国民年金基金』って聞いたことはあるけど、どんな制度?」、「加入するメリットは?」そんな声にお答えします。皆さま、ぜひご参加ください。

* 加入資格は裏面の「加入できる方」をご参照ください。

自営業などの方にも、上乗せ年金が必要です。



国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金

5つのメリット

- ① 終身年金が基本
- ② 年金額が確定、掛金額も一定
- ③ 税制上の優遇
- ④ 万が一のときは家族に一時金
- ⑤ 自由なプラン設計

<セミナーに関するお申込み・お問い合わせ先>

十六銀行 美濃加茂支店 TEL: 0574-26-0161 (担当: 増田・寺田)

美濃加茂商工会議所 TEL: 0574-24-0123 (担当: 谷端・林)

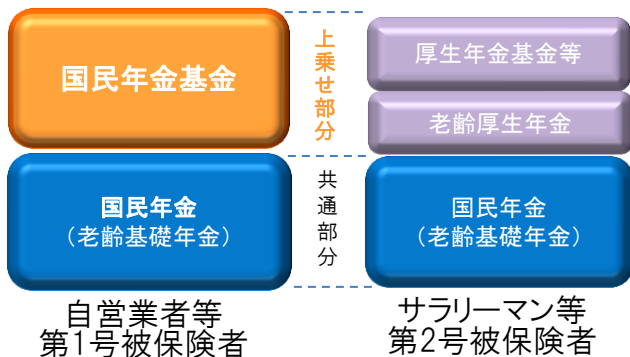
十六銀行は三菱UFJ信託銀行を経由して各国民年金基金へ加入申出書を取次(媒介)します。

【主催】十六銀行・美濃加茂商工会議所 【後援】岐阜県国民年金基金

国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金は、第1号被保険者（自営業者等）の方々がゆとりある老後を過ごせるよう国民年金に上乘せする公的な年金です。



加入できる方

- ◎ 20歳以上60歳未満の国民年金に加入している第1号被保険者の方
- ◎ 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
- ◎ 20歳以上65歳未満の海外居住者で国民年金に任意加入している方

今にゆとり 掛金は全額所得控除で、税金がお得。

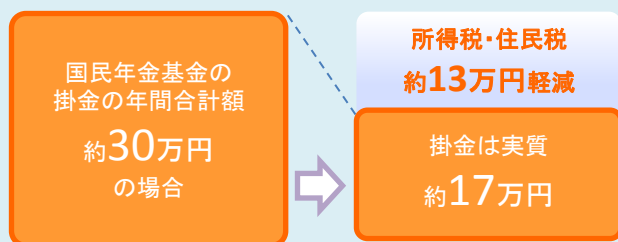
- 掛金は全額所得控除（社会保険料控除）の対象。確定申告で税金が軽減されます。ただし、海外居住者であった期間に支払われた国民年金基金の掛金は、社会保険料控除の対象外となります。
- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。

課税所得金額がおよそ400万円の場合



※所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42%、住民税10%として計算

課税所得金額がおよそ1,000万円の場合

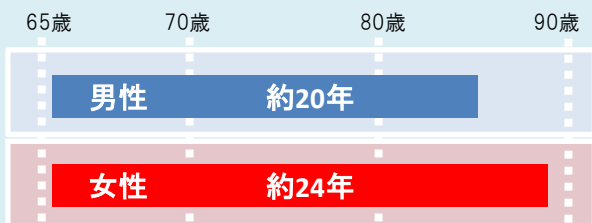


※所得税および復興特別所得税の合計税率を33.693%、住民税10%として計算

老後にゆとり 基本は終身年金。だから、生涯お受け取り。

- 65歳から生涯受け取る終身年金が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。

65歳の平均余命は男性/20年、女性24年※



※平成29年簡易生命表（厚生労働省）

老後に必要な夫婦の生活費

$$\begin{aligned} & \text{月額} \\ & \text{約26万円} \times \\ & \text{20年} \\ & \text{[男性の平均余命]} \end{aligned} =$$

※平成29年家計調査年報（総務省）

